

第4 1回独立行政法人評価委員会林野分科会

第41回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成23年2月4日（金）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午後1：02～3：50

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 独立行政法人森林総合研究所の中期目標について
 - (2) 役員の退職に係る業績勘案率について
 - (3) その他
3. 閉 会

午後1時02分 開会

○太田分科会長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから第41回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

少し今日は時間がかかりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、本日の進め方等について事務局から説明させます。よろしくお願ひします。

○事務局 研究・保全課の山崎です。よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立について報告いたします。

現在のところ、評価委員5名のうち4名が出席されておりますので、関連の規定により、本日の分科会は成立しております。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございます。本日は、森林総合研究所の次期中期目標について、役員の退職に係る業績勘案率について、その他という内容になっております。

資料につきましては、資料一覧のとおりでございますが、不備がございましたら、随時お申し出ください。

なお、一番最後の参考資料である参考資料11の後に、林野庁のホームページでも公表しております「森林・林業再生プラン」、それと森林・林業基本政策検討委員会最終取りまとめ、題名としては「森林・林業の再生に向けた改革の姿」という資料を、資料番号をつけない形で配布させていただいております。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の順序ですが、最初に次期中期目標以外のいくつかある議案を進め、その後、次期中期目標について行うこととしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、役員の退職に係る業績勘案率についてご審議いただきたいと思います。

まず、事務局から、業績勘案率に関し、簡単に説明願ひます。

○事務局 まず、参考資料1をご覧ください。タイトルは「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」でございます。

業績勘案率の算定方法ですが、基本的な考え方といたしまして、退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価をもとに算出した業績勘案率を基本とし、特段の個人業績がある場合には、これを考慮し、独立行政法人評価委員会が決定することになっております。

算定方法といたしましては、算定式によります基本業績勘案率に、法人業績を勘案しての加算、個人業績を勘案しての加算及び減算を行い、算定することとされております。

参考資料をめくっていただて2ページの真ん中のところにあります「2. 評価委員会における決定」をご覧ください。

業績勘案率の決定の流れとしては、まず法人から評価委員会へ申請がなされます。今回は、1月31日付で森林総研から評価委員会に申請がなされました。

次に、この評価委員会で審議されまして、その業績勘案率案を総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委に通知いたします。政独委から意見が出されれば、それを踏まえて再度評価委員会で話をして、評価委員会が業績勘案率を決定します。政独委から特に意見がない場合には、本日決められた業績勘案率がそのまま決定となります。

以上でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に法人から今回対象となる役員の業績勘案率の算定について、ご説明願います。

○福田理事 総研の企画総務担当の理事、福田でございます。

資料1に基づきまして説明させていただきます。

資料1にございますように、今回の業績勘案率の算定の対象者は、21年4月1日から22年3月31日までの間に退職いたしました2名の役員でございまして、理事の亀井と監事の山崎でございます。

そこにありますように業績勘案率は「1.0」ということになっております。内容につきましては、2枚めくっていただきまして、まず亀井でございますが、在任期間につきましては、19年5月1日に就任をいたし、21年9月に退職をしております。企画・総務担当理事ということでございます。

最終的には、業績勘案率の案として「1.0」としておりますが、その内容を勘案した事項は、その表の中にあるとおりでございます。

まず、法人の業績を勘案して加算する率につきましては、19年度から21年度までの間、総研の業績、業務実績評価、いずれも「A」評価でございました。また、主な対象となります大項目第1の業務運営等について、いずれも「A」評価でございました。いずれも中期計画に対して順調に進捗しているとの評価でございまして、着実に成果を上げておりますが、本務でございますし、法人業務を勘案して加算するまでには至らないというふうに判断をしたところでござ

います。

それから、次の個人業績を勘案して加算（減算）する率でございます。理事は中期計画の着実な進捗と新たな情勢に対応するなど業務推進に努めております。

「（１）業務達成・目標に向けたリーダーシップ」のところでございますように、経費の節減など研究所の年度目標達成に向けて、関係課と調整、あるいは的確な指示をいたしまして、進行管理が行われるように取り組みを行ったところでございます。

また、「（２）業務マネジメント」でございます。エンカレッジ推進委員会では実質的に中心になりまして、文科省の科学技術振興調整費による「女性研究者支援モデル育成事業」の推進に取り組み、一時預かり保育施設の開設など、新しい取り組みをしており、評価を受けたところでございます。また、全般に低調であった産学官の取り組みにつきましては、「産学官連携推進室」を新たに設置をいたしまして、積極的なPRに努め、取り組みを推進したところでございます。

また、公表資料に係る内部チェック体制に不十分な点が見られたことから、一部、財務諸表の付属明細書といたしますか、集計のところでは誤謬を犯し、後にその訂正を行うようなことがございましたが、これに対応しまして、講習会を開催するなど、内部統制の強化に着手をいたしまして、今日の内部統制の取り組みの基礎を築いております。

そして、旅費規程につきまして、国と一部異なっている部分があると会計検査院に指摘されましたが、速やかに規程の改正を行って、その後の周知徹底も図っているところでございます。

組織、人事の関係では、特に３つ目にあります一般職員等の新たな人事評価制度の導入に向けて取り組みを行いました。もちろん総人件費の管理も大事なことであり、それもきちんとできるように人事管理を行っております。

対外インパクトでございますが、先ほどの男女共同参画の関係で、「つくば6研究機関男女共同参画合同シンポジウム」というのを開催しております。これについては、つくばの独立行政法人が一緒になってこういう取り組みを始めたということで、非常に高い評価を得たわけですが、その開催の中心になって尽力をしたということでございます。

また、林野庁の「資源活用型ニュービジネス創造対策事業」の推進にあたりまして、北秋田市にバイオエネルギー実証プラントを作ることに着手したわけでございます。この間、用地の選定から始まりまして、その後の施設の円滑な建設に向けての取り組みを中心になって進めたということでございます。

以上のように、数多い業績を挙げておりますが、今回の評価対象となる期間において、特に加減算するには至らないというふうに判断をしております。

なお、若干、その後ろについております横長のA3の表の方で、「B」評価になったところだけ触れさせていただきます。

19年度の「産学官連携・協力の促進・強化」がB評価になっておりますが、これにつきましては、森林、林業、木材産業に係る中央研究機関としてのイニシアチブがより強く求められるということで、もっとエンカレッジして頑張ってもらいなさいというご指摘をいただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、産学官連携推進室の設置など取り組みを進めまして、翌年度評価ではまた「A」評価になるなど、きちんと取り組みをしたということでございます。

また、21年度の評価、「財務内容」でございますが、「法人運営における資金の配分状況」、これが先ほど申し上げました財務諸表付属明細書の件でございます。これはまさに財務報告の信頼性にかかわるもので、きちんと組織内部のチェック体制というのを整備して取り組まなければならないわけですが、先ほど申し上げましたように、内部統制講習会の実施、リスク管理体制の構築を行い、内部統制の取り組みを強化したところでございます。そのように再発防止を速やかに実施したということで、業績勘案率に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

平成19年度及び20年度の評価において、中項目「研究の推進」、小項目「重点研究領域」の細部項目のうち、「林業活力向上に向けた新たな生産技術の開発」が「B」評定、平成21年度の評価において、中項目「研究の推進」、小項目「重点研究領域」の細部項目のうち「森林生態系における生物群集の動態の解明」が「B」評定となりましたが、どちらも亀井理事の所掌の範囲ではございません。

なお、そのほかに日額旅費、会計検査院の関係ですが、指摘がありました旅費の規程の関係などがございましたが、これは国やその他の機関のどこもが指摘を受けたところですが、それについて、若干気がつくのが遅れましたが、速やかに規程改正を行い、改善措置を講じております。そのようなことで、一応それぞれ問題の指摘を受けたところもございますが、きちんと対応したということでございます。

以上でございます。

○太田分科会長 次、お願いします。

○山口理事 引き続きまして、山崎榮一氏の退職手当の算定に係る業績勘案率について説明い

たします。

森林業務を担当いたしております山口でございます。

山崎につきましては、お手元の資料にあるとおり、役職は監事でございます、在任期間が平成20年4月1日から22年3月31日ということでございます。

職務は監事に関する事ということでございます。

業績勘案率につきましては「1.0」ということで、その下に書いてありますように、算定にあたり勘案した事項につきましては、まず基本業績勘案率は「1.0」でございますが、法人業績を勘案して加算する率につきましては、先ほども説明がありましたように、森林総合研究所の業務実績評価につきましては、20年度、21年度について、いずれも「A」ということになっております。

「A」の評価に関しては、いずれの年度も中期計画に対して順調に進捗しているという評価でございますので、着実に成果を上げているということでございます。しかしながら、年度計画の達成ということは本務でございますので、法人業務を勘案して加算するまでには至らないというふうに判断しております。

また、個人業績を勘案して加算（減算）する率でございますが、山崎監事は、今回の評価対象となる20年4月から22年3月までの間、監事の職にありまして、20年度及び21年度の年度計画の実施に当たって、その監査業務の責任者として、その達成の先頭に立って取り組んできたものでございます。

今回の評価の対象となる間、森林総合研究所法附則第13条に基づく監事といたしまして、旧緑資源機構から承継された業務を主体に監査したということでございます。その結果、業務の適正かつ効率的な運用を確保し、一定の業績は認められるところではございますが、個人業績を勘案して加算するまでには至らないというふうに判断しております。

なお、評価との関連で申しますと、21年度の評価につきまして、中項目の「法人運営における資金の配分状況」は「B」評定となっております。これにつきましては、先ほども説明がありましたように、財務諸表の付属明細書におきまして、育種センターにおける委託経費にかかわる部分で誤謬が発生したということでございまして、これは担当者の錯誤もあり発生したようなものであり、山崎監事の主たる職務に係る森林農地整備センターの監査とは直接関係しないものであろうということであり、また、山崎監事は森林農地整備センターの内部統制の監査に取り組むなど適正な監査を行っており、本件に関して業績勘案率に影響を及ぼすようなものではないというふうに考えております。

また、20 年度評価におきまして、中項目「研究の推進」、小項目「重点研究領域」、細部項目で「林業の活力工場に向けた新たな生産技術の開発」、そして、21 年度の評価におきまして、小項目の下の細部項目のうち「森林生態系における生物群集の動態の解明」、これらがいずれも「B」になっておりますが、これらにつきましては、山崎監事の職務の範囲に入らないということであり、業績勘案率に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

なお、山崎監事の職務に関連するものとしたしまして、20 年度の評価におきまして、小項目「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業」の細部項目の「新技術・新工法の採用」で「S」評価を受けておりますが、その評価につきましては、勘案して加算するまでには至らないというふうに判断しております。

また、平成 20 年度の会計検査院から措置済み事項として指摘を受けた職員の旅費の関係でございますが、これにつきましても、指摘を受けて、速やかに規程の改正等を行い、その後、山崎監事の方からは、その改善措置の状況などを監査し、改善が図られているということを適切に監査していただいております。このことにつきましても、業績勘案率には影響しないものというふうに考えております。

もう一点、平成 20 年度の会計検査院から指摘された独立行政法人の業務、財務、入札、契約状況に関する報告書の中で、一般競争入札に係る手続等に不備があったというような指摘がありました。これにつきましても、森林総合研究所としまして速やかに改善措置を講じており、山崎監事の方からは、その改善措置の状況を速やかに監査しており、適切な運用状況を確認しているということなどから、業績勘案率には影響しないというふうに考えております。

これらの会計検査院からの指摘事項につきましては、22 年度に開催しました当評価委員会におきまして、業務実績評価として補足説明を行い、評価を受けたわけでございますが、特段の減算要因というふうにはなっておりません。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました前企画・総務担当理事の亀井氏、さらに前監事の山崎氏の業績勘案率について、ご意見等をお願いいたします。よろしく願いいたします。

何かございますでしょうか。

評価項目等の関係等もご説明いただきましたが、特にございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 よろしいでしょうかね。

それでは、特にご意見がないようでございますので、林野分科会として、亀井、山崎両氏の退職手当に係る業績勘案率につきましては、法人からの提案のとおり「1.0」でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、亀井、山崎両氏の業績勘案率は「1.0」とし、政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知いたします。

また、政独委から特段意見のない場合は、通知した業績勘案率となります。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、その他の項目について、事務局からお願いいたします。

○事務局 本日は、その他の議事といたしましていくつかございます。1つ目は独法通則法の改正に伴う不要財産の国庫納付について、2つ目は役員の給与規程の一部改正について、3つ目は長期借入金について、4つ目は平成21年度の森林総合研究所の評価結果に対する政独委意見、いわゆる二次評価と言われるものですが、その4つについてとなっております。

まず、整備課より不要財産の国庫納付についての説明をお願いします。

○事務局 整備課の勝占と申します。よろしくお願いたします。

それでは、森林総合研究所の不要財産の国庫納付についてご説明させていただきます。

資料としましては、資料2-1、資料2-2、また後ろについています参考資料3について、ご覧いただければと思います。

本件につきましては、委員の皆様におかれましては既にご承知のこととは思いますが、昨年5月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立しまして、昨年11月に施行されているところでございます。この法律に基づく独立行政法人の不要財産の国庫返納に係る評価委員会の審議につきましては、昨年12月開催の親委員会において、分科会に委任されているところでございます。

それでは、参考資料3の5ページをご覧いただきたいのですが、ここで独立行政法人通則法の一部を改正する法律の概要について説明しております。

今回の改正は、独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫返納を義務づけることにより、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るということを目的としており、この法改正に基づき、今後、独法が不要財産の処分及びその処分計画を中期計画に記載することが義務づけられております。また、政府出資等に係る不要財産について、国

庫への納付または売却収入の納付、またこれに伴って減資を行います。

民間出資に係る払い戻し等についても新たに規定されているところがございますが、この点につきましては、森林総合研究所には該当がございません。

つづきまして、6 ページに具体的に国庫納付の流れを説明しております。

国庫納付につきましては、大きく2つの流れがございます。今回の手続は、中期計画にあるかじめ記載されているものではございませんので、このページの上段「通則法第46条の2、第46条の3に基づく場合」の流れになります。この流れに基づきまして、まず独法は不要財産を決定し、農林水産大臣に対して国庫納付の認可申請を行います。これを受けまして、大臣は評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣と協議を行います。これが調いましたところで、法人の申請を認可する運びとなります。本日は、森林総合研究所から国庫納付申請のあった資料2-1、資料2-2の2件につきまして、この流れ図にあります網かけ部分の評価委員会の意見聴取についてご審議いただくというものでございます。

次に、参考資料3の1ページに戻っていただきたいのですが、法人から申請があった2件の内容についてご説明させていただきます。

まず、資料2-1といたしまして、一部改正法附則第3条の規定に基づき主務大臣が定めるものに係る国庫納付でございます。この附則第3条は、一部改正法の施行日前、つまり平成22年11月26日以前に譲渡した不要財産についても、施行日において改正後の通則法の規定に基づいて譲渡が行われたものとして大臣が定めることを規定しております。つまり、この法律改正前に行われた譲渡であっても、この改正に基づいた手続が適用されるというものでございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。この規定に基づき、本年1月20日付で農林水産大臣は平成15年から平成20年度の間に行われた8件の不要財産の譲渡について指定しております。これを受けて、森林総合研究所から、これら8件の譲渡収入の国庫納付について申請がなされているところでございます。

次に、資料2-2ですが、こちらは通則法第46条の2第1項の規定に基づく国庫納付でございます。通則法第46条の2第1項は、独法が保有する不要財産を現物で国庫納付することを規定してあります。この規定に該当するものとして、今回認可申請があったものが、国から支出を受けた幹線林道移管円滑化対策交付金のうち、不要として整理された額及び通則法の施行後に行われた譲渡収入、この2つでございます。

具体的な申請の内容は、資料2-1、資料2-2に添付しております。かなりのページ数と

なっておりますが、法人から提出されておりますこれらの資料は、関係法令の規定に基づき作成している資料でございます。これを個別にご説明いたしますと、かなり時間がかかりますので、これらの内容につきましては、参考資料3の2ページ目、国庫返納する資産の一覧についてによりご説明いたします。

この2ページの表は、資料2-1、資料2-2の申請により、国庫納付する資産を一覧で示したものでございます。資料2-1の申請により国庫納付される額は、これら8件の譲渡収入によるもので、合計で4億8,000万円余りの物件でございます。また、資料2-2の申請により国庫納付される額につきましては、先ほど説明しましたとおり、交付金の不用額及び1件の譲渡額の収入、合計2億700万円余りでございます。

なお、いずれの資産も、国庫納付することにより法人の業務運営に影響を与えるものではないということを申し添えておきます。

なお、今後の流れといたしましては、本日のご審議、財務大臣との協議を経て、農林水産大臣が承認し、本年度内に法人から国庫返納、見合い資産、出資金の減資・減額が行われ、一連の手續を完了する見込みでございます。

大変簡単な説明ではございますが、不要財産の国庫納付については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問または評価委員会として特に大臣へ述べたい意見等がございますでしょうか。よろしく願いいたします。

最後にご説明いただきました業務に支障はないというところが一番気になるところで、その辺がそうだということでしたら、我々も議論しやすいと思います。

よろしいでしょうか。特に意見はないという感じでございますが。

○太田分科会長 それでは、特段のご意見がないようでございますので、大臣への意見具申はなしとさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の項目ですが、役員の給与規程の一部改正について、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。森林総合研究所の役員給与規程の一部改正についてご報告いたします。

独立行政法人通則法第52条、53条、62条に基づきまして、独法は報酬及び退職手当の支給基準を主務大臣に届け出なければならないことになっているとともに、主務大臣は、届け出があ

ったときは、その支給基準を評価委員会に通知することとなっております。また、評価委員会は、その支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し意見を申し出ることができるかとされております。

資料3の3ページ目をご覧ください。

今回の改正は、一言で言いますと、森林総合研究所の報酬・期末手当について、国家公務員の報酬等の変更に準じた取り扱いにするため、規程の改正を行うものでございます。

国家公務員につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されたことから、森林総合研究所におきましても、俸給月額を引き下げや期末特別手当の支給割合の引き下げなどを行うものでございます。

以上でございます。

○太田分科会長 よろしいですか。

○事務局 はい。

○太田分科会長 以上でございますが、ただいま説明がありました役員の給与規程の一部改正について、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があれば、お願いしたいと思います。

これも簡単な言葉で言うと、横並びといいますか、私はそういう解釈をしておりますが、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、役員の給与規程の一部改正については、林野分科会としての意見は特になしということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。そのように取り計らうことといたします。

続きまして、森林農地整備センターの長期借入金の認可について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、平成22年度独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの長期借入金の借入れの認可申請の件についてご説明いたします。

ご説明いたします長期借入金は、森林農地センターで実施しております水源林造成事業、農用地整備事業、特定中山間保全整備事業などを行うために必要な資金を財政投融资資金からの融資や民間金融機関の借入れ等により調達しまして事業を実施するというものでございます。

この長期借入金の借り入れを行う場合、独立行政法人森林総合研究所法の附則に基づき、農林水産大臣の認可を受けることとされております。また、農林水産大臣は、この法に基づく認可を行おうとする場合には、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならないということが同時に規定されております。

資料4にございますが、このたび森林総合研究所から平成22年度第4・四半期の長期借入金の借り入れに係る認可申請が行われております。この申請の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、この借入金は、平成22年度予算の範囲内で実施されており、今年度は今回の借り入れが最後になることを申し添えます。

続きまして、参考資料4を見ていただきたいのですが、今回借り入れを行う長期借入金の概要について説明しております。

まず、水源林造成事業でございますが、今回の借入額は、財政投融资から36億円でございます。借入金の利率、これは認可申請日のその日の条件によって異なりますが、現行は1.2%、借入金の償還が5年据置き、25年元金均等半年賦償還となっております。

次に、農用地整備事業でございますが、今回の借入金の額が財政投融资から1億円、借入金の利率は1.4%でございます。

次に、特定中山間保全整備事業でございますが、今回の借入額が民間資金などから1億8,000万円となっております。この民間資金ですが、金利は民間の銀行等から入札により決定することとしております。借入金の償還期間は5年ということになっております。

いずれの事業の資金につきましても、事業実行上必要不可欠な資金でございます。

簡単でございますが、長期借入金の借入認可の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました森林農地整備センターの長期借入金の認可について、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があれば、お願いしたいと思います。

これは第4・四半期が今までと特に変わった部分がありますでしょうか。状況はいかがでしょうか。

○事務局 特に状況というものは変わっておりません。年4回借りる機会があるわけですが、その時々資金需要に応じて、年間決められた予算の範囲内で申請を行うものでありまして、特にこれまでと状況が変わっているというものではございません。

○太田分科会長 ご説明いただいたとおりでございますが、何かご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、それでは諮問されております森林農地整備センターの長期借入金の認可について、林野分科会としての意見は特になしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。そのように取り計らうことにしたいと思います。

それでは、次に平成 21 年度の森林総合研究所の評価結果に対する政独委からの意見について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局 昨年 12 月に取りまとめられました総務省の政独委の二次評価につきましては、既に皆様には公文書で送付させていただいておりますが、そのポイントのみ簡潔にご報告させていただきます。

参考資料 5 をご覧ください。

5 ページになりますが、別紙 1 をご覧ください。

農林水産省の評価委員会に対します共通的な意見といたしましては、保有資産の見直し、それから内部統制の充実・強化について、適正に評価すべきというふうにされております。

保有資産につきましては、5 ページから 13 ページに記載されております。保有資産は、土地・建物などの実物資産、それから金融資産、そして特許権などの知的財産の 3 つに分けられております。実物資産については、利用実態が的確に把握され、その必要性や規程の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかの観点から、引き続き評価することが必要とされております。また、知的財産につきましては、特許等の保有の必要性についての検討状況等を明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきとされております。

もう一つの内部統制の方でございますが、13 ページから 22 ページに記載されております。

法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取り組みが適切か、課題がないか等について評価する必要があるというふうにされております。森林総研に対しましては、共通的な意見の中では、森林総研の名前が挙げられて問題があるとされたものは一つもございません。

一方で、別紙 3 の 33 ページに森林総研の名前が出ておりますが、これは当分科会が 6 月から 8 月にかけて作成しました森林総研の内部統制についての評価結果が書かれております。これは、参考となる評価委員会の取り組みの一つとして、つまり良い事例という形で紹介されているということでございます。

別紙1に戻りますが、次に法人ごとの指摘意見についてでございます。

22 ページ以降に農林水産省傘下の独法の法人ごとの指摘点が書かれているところでございます。

森林総研に対しましては、1点のみでございます。26 ページでございます。

これは整備センターの関連でございますが、岩手県下閉伊郡における農用地総合整備事業の実施のために借り上げている宿舎につきまして、入居戸数が過半数を下回っていることから、入居見込みや借り上げ戸数の減の可能性等を把握した上で、経費の効率化を促す評価を行うべきであるという意見が書かれております。

以上でございます。

○太田分科会長 よろしいですか。

○事務局 はい。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました政独委の二次評価について、ご質問、ご意見があれば、お願いしたいと思います。

ご報告の内容からしますと、委員の皆さんのご協力、あるいは事務局、独法等のご協力で、余り特別のおしかりはなかったように感じておりますが、何かご意見ございますでしょうか。

先ほど指摘された部分については、どんな感じだったんでしょうかね、そのときは、少し簡単に。

○事務局 農村振興局長山と申します。

参考資料5の26 ページにあります借り上げ宿舎に関する指摘の件ですが、事実関係としましては、農用地総合整備事業の現地の事業所の宿舎になっております。宿舎といいましても、寮になっております。非常に交通の便が悪いところで、戸別のマンションといいますか、アパートみたいなものがないような地区になっており、そのために一括して、食堂が兼用になっている寮を建物全体で借りているという状況です。

一方、この地区に関しても、本年度で完了ということで、ピークを過ぎており、人数は非常に減っている状況となっております。そのために、以前はもっと入居していたのですが、経費の節減とか人件費の節減の話もあり、入居者が減少しております。しかし、これは寮の形式になっていることから、なかなか一部解約というのも難しい状況になっております。ただし、やはり経費の節減にできるだけ努めるということから、22 年度の契約更新におきましては、部屋を一部返すというわけにはいきませんが、寮費に関しては、お話しさせていただいて、今年

度、減額について家主さんをお願いして、家賃の減額をしてもらっているところです。

もう一つ、評価との関係では、宿舎に関して一覧表を出させていただいておりますが、この評価委員会の方でも、基本的には資産の運用の取り組みに関して、「法人みずからによる随時の確認に努め、業務の運営に反映させること。」というような大きなご意見をいただいております。ですから、トータルとしては、評価を基本的にいただいているものと思っておりますが、ごく特異な事由で、やむを得ない事情のところに関して、特出しでご指導をいただいたというような状況だと思っております。

今後とも一層の経費の節減に努めてまいりたいと思っております。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。お話しがあったような状況でございますが、何か特にご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これから行われます平成 22 年度の評価にあたりましては、政独委の意見を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

ここまでとんとんと参りましたが、あと一つ、主題がございますので、予定どおり、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。2時から始めたいと思います。

それでは、10分ほど休憩したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時01分 再開

○太田分科会長 それでは、時間でございますので、再開いたします。

まず、次期中期目標についての審議に入る前に、審議の前提となります3つの文書、つまり政独委の勧告の方向性、それから閣議決定文書である独法の見直しの基本方針及び当省の森林総合研究所の見直しについて、事務局から説明していただきます。よろしく願いします。

○事務局 まず、参考資料6をご覧ください。これは、昨年 11 月 26 日に総務省政独委より当省に対し示されました独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性についての森林総研関係部分の抜粋でございます。翌 12 月の下旬に委員の皆様方には公文書にて送付させていただいております。

昨年の秋以降、我々林野庁の森林総研担当者は総務省の政独委によりましてヒアリングを何度か受けてまいりました。これを踏まえ、政独委の方から、森林総研は今年度が中期目標最後ということで、そういう独法に対しまして、こういう形で政独委としての勧告の方向性を示してきたというものでございます。

こちらの内容としましては、研究の業務の重点化をはじめとした指摘が幾つか示されております。通常であれば、中期目標の最終年度には、総務省の動きというものに対してだけですが、今年は少し特別な動きがあり、政府全体として独立行政法人の事務・事業を見直すという動きがございました。

その件に関しましては、参考資料の7をご覧ください。これは、昨年12月7日に閣議決定されました独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針というものの共通部分と、森林総研単独に指摘されたものの抜粋の表をつけております。

先ほどの勧告の方向性は、中期目標の最終年になっている独法だけですが、こちらは政府全体の動きとして、すべての独法を対象に、事務・事業、それから資産につきまして、行政刷新会議、事業仕分け等を行っているところでございますが、その行政刷新会議が精査をし、見直しの基本方針として決定されております。これが12月7日に閣議決定という形で、政府としては必ずやらなければならないということとして決定されたものでございます。

この2つの動きがありましたわけですが、森林総研はこの両方の対象となっておりますが、そういう法人に対しましては、総務省政独委と行政刷新会議事務局によるすり合わせが行われたというふうに考えられておまして、両者からの指摘は整合性がとれているものとなっております。森林総研向けの指摘も、見直しの基本方針は、政独委の勧告の方向性と整合性がとれたものとなっております。

次に、参考資料8をご覧ください。これは、昨年12月24日に農林水産省が決定しました独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてでございます。先ほど話をしました政独委の勧告の方向性を受けまして、当省としてこの方向で見直しを行うこととしたというものでございます。

これに関しましては、昨年12月21日に開催しました第18回の農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会にもかけられて、それで評価委員の先生方のご意見を踏まえ、12月24日にこういう形で決定されたというものでございます。

内容につきましては、本文、文章になっているものに加えて、本文の後にポンチ絵もつけておりますので、その両方を見ていただくとわかるかと思いますが、記載内容につきましては、勧告の方向性の指摘事項を忠実に実施するものとなっております。先ほど言いましたように、政独委の指摘事項と、行革の閣議決定になったものの基本方針ですが、整合性がとれております。閣議決定の方は必ずやれという形でございますので、それと整合性はとれているということもあり、今回はかなり忠実に政独委の指摘事項をやるという形になっております。

ポンチ絵の1枚目を見ていただきますと、「見直しの基本的な考え方」というのがございます。そこを見ていただきながら聞いていただきたいと思います。内容といたしましては、研究業務の重点化、それから林木原種の配布収入の拡大、これは政府全体として、独法も自己収入を上げなさいという大きな方針があり、その中の一環でございます。

それから、水源林造成事業の見直し、それから特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の廃止、森林農地整備センターの地方事務所等の見直し、同センターの現場組織の見直し、実験林の見直し、奈良水源林整備事務所の見直し、職員宿舎の見直しなどを記しております。

以上でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

続きまして、次期中期目標（案）について、事務局からご説明お願いいたします。

○出江研究・保全課長 続きまして、中期目標（案）をご説明申し上げたいと思いますが、先立ちまして、今の説明の続きとしまして、参考資料11を見ていただきたいと思います。

3枚紙でございますが、今、説明させていただきました参考資料8にあたります組織・業務全般の見直しについてという農林水産省の部分が、この参考資料11の左側の部分、勧告の方向性を踏まえた見直しの内容というところに書かせていただいております。先ほどポンチ絵を見ながら項目を説明、アウトラインを説明しましたが、その項目をこの左側の枠の方に入れていくということでございます。

それを受けまして、中期計画を立てるという枠組みをしており、中期計画に反映するという形で中期目標を整理させていただいているところでございます。

例えば、一番上でございます「森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化等」というところでございますが、1枚めくっていただきまして、この部分で少し整理をしております。重点化のところのともとのご指摘、それから私どもの12月24日付けの見直しの考え方についてですが、重点化につきましては、森林総合研究所の森林・林業分野の試験及び研究業務について、森林・林業施策上の優先事項を踏まえ、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図り、これを中期計画に反映させるということになっております。

そのような視点を踏まえまして、2枚目の左側が現行中期目標、右側が次期中期目標（案）ということになっており、前回は育種の関係と研究部分とを分かれて記載しておりましたが、それを全体的に整理をしまして、中ごろに書いております研究課題の重点化のところの視点、及び政策課題ということで、森林・林業再生プラン等を踏まえた重点化をし、森林林業再生プ

ラン、例えば公共建築物利用促進法の制定等の背景とか、そういうものをしっかりと踏まえた重点化をするということでございます。

また、基礎研究のみの項目立ては今回はせず、出口を意識した項目づくりということをしております。

また、研究と育種のさらなる一体化ということで、育種の部分を別に分けるという形もせず、全体的に1から6という形での項目を立てて、重点化を図るという形にしております。

個別のものにつきましては、この後、目標そのものに沿ってご説明申し上げますが、まず研究部分として1つ、ここで説明させていただきました。

○太田分科会長 はい、次どうぞ。

○肥後整備課長 続きまして、今の資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

担当の課が違いますので、水源林造成事業につきまして説明させていただきます。

水源林造成事業につきましても、現在、森林農地整備センターが担当しております事業及び組織につきまして、先ほどから説明をしております勧告の方向性等の記載事項に対応した書きぶりをしております。

まず、細かな部分につきましては、後ほど新旧対照表で説明をさせていただきますが、このページの中では1点だけ、一番下の欄に書いてあります部分について説明をさせていただきます。

ご承知のように、水源林造成事業につきましては、経過措置といたしまして、今、森林総合研究所が承継をした事業になっております。当初は、国有林事業の一部を独立行政法人化し、その独立行政法人に水源林造成事業を移管するという方向性を検討しておりましたが、その後、これに関係する2つの閣議決定が凍結ないしは国有林野事業は除外するという方向性になりましたので、本事業につきまして、引き続き当分の間ということで、森林総合研究所での実施を継続するという方向性で私どもは考えているところでございます。

ただし、そのことを踏まえて勧告の方向性の中で、水源林造成事業の将来の実施主体の検討を早急に進めて、結論を出すものとされておりますが、この中期目標というのは、あくまでも農林水産省として法人への指示ということで中期目標をお出しするわけでございますので、どういう方向に事業主体を持ってくるかということについては、農林水産省自体が考えなければならない課題でございますので、法人への指示である中期目標にそれを記載するということはそぐわないということで、ここにわざわざ書かせていただきましたが、中期目標には記載をしないということで整理をさせていただいているということをご承知おきいただければと思って

おります。

○出江研究・保全課長 続きまして、同じ資料ですが、4ページ目をご覧ください。

前回、今回の中期目標の項目立ての変更についてご説明させていただきます。

大きな項目立てといたしましては、現行の中期目標では、第2に業務の運営の効率化に関する事項、第3に法人が取り組むべき研究内容や事業内容を記した国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項という並びになっておりました。しかしながら、今期につきましては、中心的な記載となります国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項を第2に上げるという形で、入れかえをさせていただいております。

続きまして、第2のところでございますが、これまで「研究の推進」という表現をしていたところを「研究開発の推進」というふうに変えております。これは、先ほども少し触れましたが、より成果の出口に結びつくような研究を重点的に推進するというような意味合いも含めまして、「研究開発」という表現に変えさせていただいております。

また、林木育種事業につきましては、研究の一部として、より一体的に行うこととし、項目立てはしておりません。

右側の新の方の第3のところでございますが、業務の効率化に関する事項につきましては、政独委の勧告の方向性に対応した項目立てとしております。例えば、1の効率化の目標の設定は、現行の中期目標では「経費の抑制」としておりましたが、勧告の方向性の表現に合わせているところがございます。

第4でございますが、「財務内容の改善に関する事項」の1「研究開発」、(2)「自己収入の拡大に向けた取組」につきましても、以前から、独法に対して求められてきたところがございますので、今回の勧告の方向性等について、指摘されているところも踏まえ、項目立てをしているところがございます。

第4の2の「水源林造成事業等の推進」につきましては、項目の構成は前項と同じでございます。

それでは、中期目標の案文の説明に入りたいと思います。案文は資料の5になっておりますが、説明上、新旧対照表の方がわかりやすいと思いますので、参考資料の9をご覧ください。

この参考資料9は、左側に第3期の中期目標(案)を書かせていただいております。真ん中に第2期の現在の中期目標、それから右側に案外説明としておりますが、先ほどから出ておりました12月24日に農林水産省として基本的な方向性、勧告等を踏まえた方向性を整理をいたしました参考資料8に該当します考え方を参考として書かせていただいている資料でございます。

す。

それでは、順次説明したいと思います。まず前文でございます。

前回は、ちょうど中期計画の策定時に森林総研と育種センターとの統合がありましたので、前回のものはそれぞれの沿革的なものを、行を割いて書いておりましたが、それについては簡素化しております。

また、今回につきましては、先ほども出ておりました行政ニーズを踏まえてというところの考え方を大事にしておりますので、ここの前文のところで、「森林・林業施策上の優先事項を踏まえ」と、先ほどの参考資料8のところを読み上げましたところ等を、1ページから2ページのあたりに最近の動き等を記載しながら具体的に書かせていただいているところでございます。

2ページ中段で、「以上のような森林・林業施策上の優先事項を踏まえ」ということで、前段のところに、再生プランを含め幾つかの重要な事項を書かせていただいております。そして、全体的な動き、生物多様性国家戦略 2010 のほか、第4期科学技術基本計画、森林・林業基本計画等の施策的な動きにも対応しつつ、森林・林業の再生と木材の利用推進に資する研究開発を実施することを求められているというようなことを記載させていただきました。

それを受けて、研究所は、こういう諸課題の解決と国民が期待する社会の実現に貢献すべく、ここに定める新たな中期目標を達成するため取り組みをより戦略的かつ効率的に実施するため、独法の方で立てるものでございますが、中期計画を策定し、着実に実施するという整理をさせていただきました。

また、最後のところに、水源林造成事業につきましても、考え方を記載させていただいているところでございます。水源林造成事業につきましては、森林・林業再生プランのもとで果たすべき役割の趣旨を、特定中山間保全整備事業等の承継等につきましては、引き続き適切かつ着実な実施を図ることについて記載させていただいているところでございます。

以上、前文のところでございます。

続きまして、2ページの後段のところは、目標の期間は5年間、新しい5年間の記載をしております。3ページ目の頭から、第2「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということでございます。

この中の中心的なものの一つとしまして、1「研究開発の推進」ということで、先ほど出てまいりました研究の方向性を6つの柱に分けて記載をしているところでございます。

先ほどの前文等と重複しますが、それをコンパクトに考え方を書いた上で、(1)としまし

て、「森林・林業の再生に向けた森林管理技術と作業システムの開発」ということで位置づけております。この中では、その必要性を例えば人口林を中心にして充実しつつある我が国の森林資源を十分に活用するためにはというようなことで、状況を説明をし、公益的機能の関係を踏まえた森林の管理、施業を集約化し、路網整備、高性能林業機械と組み合わせた低コストで生産性の高い作業システム、効率的な流通システムの構築が求められているというニーズの部分を書きまして、このためということで、大きく2点、地域に対応した多様な森林管理技術の開発、そして国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び流通システムの開発と、この2点を挙げております。

続きまして、(2)としまして、「林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発」という項目を起こしております。これも同じくその背景のところを書かせていただいた上で、「このため」以降、4ページのところの上部でございますが、木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発、そして新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発という2点を挙げさせていただいております。

3点目でございます。「地球温暖化の防止、水源涵養、国土保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」でございます。この部分につきましては、これまで森林の持つ多面的機能の部分の研究開発、これを(3)のところに集めております。木材生産機能のほか、地球温暖化防止、水源涵養、国土保全、生物多様性の保全などの多様な機能を有する森林を前提に、幾つかの機能をしっかりと果たしていく必要があるという説明をした上で、「このため」以降、ここは3つに分けて記載をしております。森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、2点目としまして、気候変動に応じた水資源保全と山地災害防止技術の開発、3点目としまして、森林の生物他方性の保全と評価・管理・利用技術の開発という3点を挙げております。

(4)といたしましては、「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」という分野でございます。ここについては、全体的にこの森林の有する多面的機能の持続的な発揮には、林木の優良種苗の早期確保が必要であり、長期間を要する育種の次世代化の促進と多様な新品種が開発が求められているという上で、こういう背景を引き続き書いた上で、「このため」以下2つ、高速育種等による林木の新品種の開発、これが1つ。もう一つは、森林遺伝資源を利用した生物機能の解明と利用技術の開発という2点、遺伝子の方の分野からのことも加えまして、2点柱立てをしております。

(5)としまして、「研究基盤となる情報収集・整備・活用推進」、これは全般的なことで

ございまして、森林・林業・木材産業にかかわる研究等の基盤となる情報の収集・整備・活用を促進するというのを1つ起こしております。

(6)として、「林木等の遺伝資源の収集、保全及び配布並びに種苗の生産及び配布」というものを起こしております。この分野につきましては、4つほど書いておりますが、林木及びキノコ類の遺伝資源の収集、保存、配布、特性評価であったり、また木材・植物標本を生産し、配布することであったり、優良品種の確保として開発した新品種の都道府県への配布、これらを入れた6番ということで、この6つの大きな柱立てに、これまでの12の柱立てになっていたものを、6つに集約をしたということでございます。

○肥後整備課長 それでは、旧の部分が少し長くなりますが、8ページの一番下のところに「水源林造成事業等の推進」という項目が出てまいります。本文は9ページのところになります。この部分につきましても、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、水源林造成事業でございますが、旧目標と同じように、前文のところを書かせていただいて、特にイの(ア)新規契約についてはという部分を具体的に、現目標では「コスト縮減を図るため、契約内容・施業方法を抜本的に見直したものに限定する」ということでしたが、具体的にこの施業をどういう方向に持っていくのかということ等を書き込むということにし、今の中期目標できちんと契約相手方のご意見も聞きながら、施業のリモデルということを進めましたので、その適切性を検証した結果に基づいて文章を書かせていただいております。具体的には、「広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定をする」というふうに方向性をしております。

次に、9ページの(3)－(1)－イ－(ウ)ですとか(エ)という部分は、森林・林業再生プランの趣旨も含めまして、搬出間伐を推進し、あわせてこれが出てきた間伐材の有効利用というところにも力を入れましょうということで書き込ませていただいております。さらに、研究開発との連携というものが非常に重要との指摘がございますので、「森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する」という一文もつけ加えてございます。

それから、9ページの(2)の「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施」の部分について、10ページになりますが、それぞれ平成25年度と平成24年度できちんと終えるということで、廃止することとして進めているところでございます。

さらに、10ページの(3)の「事業実施コストの構造改善」の部分でございますが、これにつきまして、構造改善プログラムというものに基づく総合的なコスト構造改善の目標を達成するほか、勧告の方向性を踏まえまして、水源林造成事業における森林施業のコストの削減に向

けた取り組みを徹底するということで記載をしております。

以上です。

○出江研究・保全課長 続きまして、11 ページ、3のところを引き続き説明させていただきます。

「行政機関、その他研究期間等との連携及び産学官連携・協力の強化」の項目でございます。

この項目につきましては、現行の目標の中では、第3の4「行政機関等との連携」、第2の5の「産学官連携・協力の促進・強化」という項目でございますが、これを1つにまとめまして、この次期中期目標の3にさせていただいております。内容的には、それぞれの以前の項目を引き続いた形になっておりますが、森林・林業の分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後、研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するというような考え方のご指摘を受けて整理をしておりますので、そのような表現も入れさせていただいているところでございます。

それから、続きまして、4ですが、表題だけ11 ページに入っていますが、内容的には12 ページになります。

成果の公表、普及の促進でございます。これまでの目標では、(1)から(4)まで項立てしておりましたが、(1)と(2)の「成果の公表及び広報」と、それから(2)の「成果の利活用の促進」という形で、整理させていただいております。

ここでは、特許について、その権利維持の管理と民間への技術移転の活性化を新たに記載追加しておるところでございます。

なお、現行の中期目標に掲げておりました掲載論文数につきましては、法人が中期計画の方に記載するという予定になっており、今回は、この中期目標の方からは外しております。

続きまして、12 ページの5、「専門分野を生かしたその他の社会貢献」についてでございます。

現行の中期目標では、(3)「標本の生産及び配布」、中期計画の第2の項目の(6)の「林木等の遺伝資源の収集・保存及び配布及び種苗の生産及び配布」という中で記載していた項目でございます。そこも整理して、ここに入れていただいております。

次に、13ページの第3の「業務運営の効率化に関する事項」でございます。

ここは研究開発の効率化目標の数値でございます。現在、財務省と協議中ではございますが、基本的には、現行の中期計画同様の対前年度比で一般管理費3%、業務費1%相当額の削

減目標で進めているところでございます。そういうことで、ちょっと「(P)」という形で書かせていただいております、項目が抜けておりますが、ほぼ現行の目標数を記載する方向で調整をしております、そのような内容にさせていただくことになると思いますので、ご理解いただければと思います。

また、人件費につきましては、国家公務員同様の給与水準の内容の記載になる見込みでございます。

○肥後整備課長 引き続き 14 ページが、同じ業務運営の効率化に関する事項の水源林造成事業等に関する部分で、記載は今説明させていただいたものと全く同じでありまして、現在、財務省と協議中でございますので、調整中という書き方をさせていただいております。現在の中期目標にそれぞれ一般管理費について、人件費について、それから③の事業費についてというのがありまして、現在検討しているものについては、先ほども説明しましたように、平成 24 年度とか 25 年度で終了する事業等がございますので、それらを含めて、一般管理費については 20%を、それから人件費につきまして 20%を、事業費について 30%程度という、この削減の目標と定めるべく、関係省と現在、協議中でございます。

引き続き、14 ページの資源の効率的な利用及び充実・高度化というところで、内容は 15 ページになりますが、(1)の組織のところ、研究部門につきましては、「調査のフィールドとしております試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う」というふうに記載をしております。

それから、森林農地整備センターの組織等につきましては、引き続き事業の完了に伴う縮減・廃止等を進めるほか、新たな取り組みとしまして、センターの本部と関東整備局について、つくばの本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施するということになっております。

センター本部の移転等につきましては、具体的にはつくばの本所の敷地への増築という案、それから賃料の安い他の賃貸ビルへの移転という 2 つの方法が考えられまして、法人側における現在の検討状況について説明いたします。コストを試算した段階では、賃貸案の方がコスト的には有利ということでございますが、中期計画において、両案をさらに詳細に比較検討をして、早期に移転・共用化を実施する旨を整理したいという考えと伺っております。

また、検討の一環として、準備が整い次第、賃貸ビルの公募ということで、広く公募して、最も有利な案を確認するという手続を踏みたいという考えと伺っております。

次に、(2)の「保有資産」のところでございますが、見直しの内容というのが一番右端の

欄に書いてありますが、研究関係では、蓮光寺の実験林、それから京都の伏見の島津の実験林及び宇治見の実験林について、国への返納措置または売却を検討、もしくは実施するとしております。これに対して、16 ページになりますが、目標の案では、「実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する」というような記載にさせていただいております。

さらに、森林農地整備センターの保有資産について記載しております。老朽化や事業の縮小に伴う序舎・宿舍等の国への返納または売却を検討・実施することとしており、具体的にそこに成宗分室や職員共同住宅等、個別の対象資産を挙げて、準備が整い次第、返納措置または売却を検討するというようにしております。

○出江研究・保全課長 続きまして、17 ページ、3の「契約の点検・見直し」と4の「内部統制の充実・強化」についてでございますが、一番右の欄の考え方をそのまま踏襲した形で目標に移しかえているところでございます。

続きまして、18 ページの第4の「財務内容の改善に関する事項」でございます。

研究関係につきましては、現行では、先ほど項目のところでも少し申しましたが、（1）「収支の均衡」、（2）「業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守」という項目を立てておりましたが、これらをまとめ、（1）として、「業務効率化を反映した予算の作成及び運営」、2としまして、今回の勧告の方向性等で改めて指摘されております「自己収入の拡大に向けた取組」を項目立てしております。

勧告の方向性等では、森林総研の個別の指摘事項として、林木原種の配布収入と特許収入について指摘がなされたところでございます。それらを受け、農水省では、右側の見直しに記載しておりますとおり、原種の配布収入との特許収入について見直すこととしたところでございます。

また、各法人共通的に指摘された事項に対して見直すこととした第4の「業務全般に関する見直し」の6「その他」にありますように、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めることも法人に求められているところでありまして、この表現を中期目標（案）に記載しております。

林木原種の配布については、この部分の表現で含んでおりますので、個別の表現という形はとっておりませんが、勧告等に対応しているというふうに考えております。

特許の権利維持につきましては、保有コストの低減等についての活動、活性化による特許収入の拡大として記載をしたところでございます。

○肥後整備課長 また、水源林の部分でございますが、右側の勧告の内容に「事業の収支バランスに係る試算を不断に見直す」というような表現がございましたので、そのまま「事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、確実に償還する」というふうに文言を整理しております。

○出江研究・保全課長 最後に、15 ページからの第5「その他業務運営に関する重要事項」でございます。

この部分につきましては、大きな変更はございません。

4の「情報の公開と保護」の中に、新たに情報セキュリティ対策の推進に係る記載を追加しておりますが、政府の取り組みとして進められているものの一環として、独立行政法人等のセキュリティ対策についても、これを推進することとし、中期目標の中に明記することとされたことによるものでございます。

少し追加情報を事務局から申し上げます。

○事務局 補足でございます。研究部分、それから成果の公表の部分で、事前に小島委員からご意見をいただきました。そこで、わずかな修正でございますが、修正を反映したバージョンを今回皆様にお配りしております。

修正した箇所でございますが、まず今の資料の4ページをご覧ください。

4ページの下から10行目になります。「このため、森林への温暖化影響評価の高度化と適用および緩和技術の開発」でございますが、もともとの案では「緩和・適応技術の開発」としておりました。温暖化への緩和技術と、対策の緩和技術と適応技術というのは全く技術体系が違う研究開発でありまして、2つを中ポツで技術の開発として一まとめにするのは良くないのではないかというご意見でした。わずかな変更ではございますが、ここにございますとおり、「適応および緩和技術の開発」ということにさせていただいております。

もう一点は、12ページでございます。

12ページ、上から3行目になりますが、「研究開発の成果の公表」のところでございます。学会、学術雑誌等に発表、学会で発表、そしてその続きに、その成果及び活動状況については、マスコミ等、研究所の広報、ウェブサイトで積極的に広報を行う、この部分で、もとのバージョンでは、真ん中の欄、今期の目標のところと同じで、この上から4行目以降になりますが、成果は同じように論文、学会、マスコミ等で公表するとともに、「主要な」という下線部を引いておりますが、主要な成果及び活動状況としておりました次期中期目標（案）でも。ここに対して、「主要な」としますと、主要なもののみマスコミ等へのリリースとか、主要な

もののみウェブサイトを通じて公表とか、そういうふうに誤解されるおそれがあるのご指摘でございました。ごもっともでございまして、いろいろな成果情報というものは、主要なもののみにとどまらず、幅広くウェブサイト、ホームページを通して公表を行っております。それを受けまして、その「主要な」というのを外しまして、「その成果」という形にしております。

以上2点、皆様に当初お送りした目標案から、わずかではございますが、変更になったところを修正したバージョンを今回お配りしております。

以上です。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

森林総合研究所の中期目標についてご説明いただいたところです。

また、小島委員、あるいはそのほかのコメントをいただいた委員、どうもありがとうございました。

これから、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○島本委員 すみません。直前に修正を出してしまったので、調整が間に合わないということで、出させていただきます。

新旧対照表の3ページの「研究開発の推進」というところで、その項目の8行目に「森林・林業の再生に向けた森林作業技術と作業システムの開発に関わる課題」というふうに書いてありますが、ここは、森林総研の中では、社会科学分野にかかわる部分だろうということで、森林管理技術とすると、非常に意味として狭く、技術的なことにとどまってしまうので、もう少し広い意味にできないかということで、当初は何か社会経済システムの構築とか入れたらどうかと言ったのですが、それは今の人員では対応できないということなので、このようにしてはどうかという提案なのですが、森林管理技術のところを「森林管理経営システム」として、するとシステム、システムと続いてしまうので、「作業システム」のところは「作業体系」とするという、そういう修正ではいかがだろうかという提案です。

実は、同様なところが3カ所ぐらいありまして、そのもう少し下のところの(1)の「森林の再生に向けた森林管理技術と作業システムの開発」というところも同様ではないかということですね。それが1点です。

もう一点あるのですが、その項目1、(1)の5行目に「このような状況の下、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえた森林管理、施業を集約化し」というとこ

ろですが、ここを「皆伐」に限っているというのは、少し研究としては狭過ぎるのではないかと
いうことで、「伐採」というふうに変えたらどうかというのが2番目のご提案です。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。ご指摘、どうもありがとうございます。

事務局、少し対応していただいたようですが、その辺、少しご説明いただければと思います。
それから議論したいと思います。

○事務局 対応の前に、今のご指摘に対する補足でございますが、2つ目の点でございます。

「このような状況の下、地域の特性に対応し皆伐や更新」という文言がございます。これは、
実は本日の資料で番号も何もついていない資料が最後に2つついていますが、1つは「森林・
林業再生プラン」で、もう一つは、推進本部が取りまとめた「森林・林業の再生に向けた改革
の姿」、一番上は22年11月30日付の答申の表紙になっております。

後半の方に申し上げた資料、一番上が平成22年11月30日、農林水産省森林・林業再生プラ
ン推進本部大臣殿あてで、岡田先生の名前で答申したという資料の7ページをご覧いただき
たいと思います。

6ページから7ページのところ、6ページの「適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整
備」のところから始まっておりまして、すべての森林消費者に対する責務の明確化というこ
とで、ここで伐採の後の更新を確実にする、そのルールの明確化という項目でございます。

そして、7ページの上から4行目、「なお」以下のところでございますが、「なお、ここ
では独立行政法人森林総合研究所等における皆伐や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分
析等の研究を積極的に進めるとともに」、このように再生プランの取りまとめで指摘を受けて
おりまして、林野庁といたしましては、この文言を反映させて、ここは「地域の特性に対応し
皆伐や更新と公益的機能の関係」というふうに書かせていただいた次第です。

最初の方のご指摘でございますが、こちらにも島本先生のご指摘、大変ごもっともでござい
ます。「経営管理技術」とすることで、社会経済関係の研究課題、研究領域、十分対応してい
けると思いますので、この辺につきましては、皆様方のご意見をいただいた上で、決めていき
たいと思っております。よろしく願いいたします。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

島本委員からのご指摘についての議論の整理ということでございますが、それではこの辺か
ら皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

島本委員、さらに何かございますか、今。社会経済システムの面からの研究の充実というの
は、大変私もよくわかるので、森林総研の人的な資源の配置というか、分布というか、そうい

う問題もあるとは思いますが、ここに森林総研の皆さんもいらっしゃっていますので、そのあたりのところの重要性は先生の方から御指摘いただいて、森林総研の皆さんに聞いておいていただくというのも大変いいことだと思いますので、何かありましたら、お話ししていただいてもいいと思っています。

○島本委員 特にありません。

○太田分科会長 よろしいですか。

○島本委員 はい。

○太田分科会長 それでは、この辺までの議論で先生のご意見は伝わったと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、その辺も含めまして、この件について、いかがでございましょうか。

岡田先生もこのところの「皆伐」は、こちらを引いているということで、今回は3つの文章、あるいはこの岡田先生の出された文章を忠実に守っての指示ということですので、そういう体系になっていることで、やや守り過ぎかなという感じも個人的にはいたしますが、このあたりは、今のご指摘のような「伐採」でもいいような気もいたしますが、いかがでございましょうか。何かご意見ございますか。

岡田先生、何かありますか。

○岡田委員 先ほど読んでいただいたとおりで、やはり更新がきちんとできていない。その前提には、やはりとんでもない皆伐を行う事例というのが大変目立ってきていまして、ここをやはり早急に循環型の森林経営の仕組み、システムをつくっていく。今までですと、どちらかという川上、あるいは川中ぐらいまでを射程に置いた循環の論理と実態という、こういうのがあったんですが、もう少し、川下ないしは消費者まで含めた大きな大きな循環をきちんとつくっていく。そこでは、森林の所有者に何がしかの投資に還元をしていくという、そこだけではなくて、それをきちんと見事に再生林という形で実現をしていく、それがあって初めて大きな大きな循環ができていく。そこでは、皆伐というのは、やはりこれからそれ相応の制限ですとか、条件ですとか、そういうことが加わってくると思います。

しかし、地域性があるものですから、それと同時に、伐出の仕組み、システムにかかわっては、ただ単にプロセスのイノベーションをすればいいということではなくて、やはり同時に産業化の内容としての効率性、金銭的などところでの収益性というのが上手にそろばん勘定が合っていくという、そういうところも大事だということに大きな大きな議論があったものですから、ここはやはり皆伐というのをきちんと、しかもこれは森林総研に研究をしていただくこと

がふさわしいだろうということで、両方ともこのフレーズが書き込まれておりますので、何とかここは受けとめていただければということは大変大きな点だと思っています。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

現状を強調されたということだろうと思いますが。

はい。どうぞ。

○島本委員 すみません。岡田先生のおっしゃったことは非常によくわかったんですが、この文章からその意図がちょっと伝わってこないものですから、全く逆にも読めてしまうので、もう少し言葉を足したらどうかと思うのですが、最初の修正でということを見ると、「皆伐」や「更新」というところは残しておいて、「と」というのを「の」に変えて、「皆伐や更新の公益的機能の関係を踏まえた森林管理の見直し」というはどうでしょうか。

「管理」の後に「の見直し」というのを入れると、その意図というか、皆伐に対する懸念と、新しい管理システムへの研究という意図が伝わるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○太田分科会長 どの辺まで引用しているのかな。確かにこの改革の姿の方は、森林総合研究所の名前が出ておりますよね。明確に出ているので、そのあたりは、そこを拾う、「皆伐」ということを拾うということで、どこまで引用しているのか。その後でしたら、例えば見直しを入れる入れないは自由にできると思いますので、その辺はどうですか。

○事務局 こちらは、「皆伐」や「更新」が、基本的には公益的機能に与える影響をしっかり研究、分析した上で、そういう関係を踏まえ、公益的機能が損なわれないよう、確実に更新を図っていくべきだという意味で、そのものの意味をできるだけ短く縮めて、こちらとしては、この目標の案文とさせていただいた次第です。

ですから、基本的には、もともとの文意をそのままひっくり返してここにそういった特性を踏まえて、多面的機能、公益的機能を損なわないような確実な更新を図っていくという意味でこのように書かせていただいております。

○太田分科会長 ほかの先生、委員の方のご意見、いかがでしょうか。

○岡田委員 ここはですね。課題を並べたところだから。

○太田分科会長 そうです。

○岡田委員 見直しは。

○太田分科会長 見直しはちょっとね。

○岡田委員 ちょっと合わない。むしろ、言い放った中で、今言われたようなことを少し盛り

込めるかどうかですね。

○太田分科会長 そうですね。

それでは、この辺ももっといい案が出てくれば、またこの時間の中でも考えていただいて、出していただくとして、この「皆伐」の部分はそのままだせていただきたいと私は思いますが、何かご意見があれば、出していただきたいのですが、そういうふうにさせていただきたいと思います。

その後の文章、もっといい案があれば、出していただきたいと思ひますし、また、ないようでしたら、その表現は私と事務局の方に任せていただきたいと思ひます。ありましたら、この期間内に出していただくということで、終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○太田分科会長 そうしましたら、それ以外も含めまして、全体でご意見、よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構です。

戸澤専門委員。

○戸澤専門委員 事前にお配りいただいた資料を拝見いたしまして、この中で、行政といひますか、林業行政とは少し違ひ立場の中で、やはり気になったのが、公益的機能といひるか、多面的機能の云々の話があつて、ここでいくと4ページになるわけですが、旧の部分には、4ページの下から2行目から5ページの右側の4行目まで、「森林の保健・レクリエーション機能」といひ、これがあつたから排除されたのかなといひ感じがしてゐるのですが、やはり多面的機能といひた場合には、森林だけの多面的機能ばかりを言ひのはいかがかなといひ気がして、少し違和感があります。

こちら辺は、どういひ内容でそういうふうになされたのかなといひのがあります。確かにこゝういひ機能の研究はやめなさいといひ話は言われており、政独委の方から言われてゐるから、これは当然受けなければいけなひでしょうが、まるっきりどこかへ消えてしまつたのかな。4ページの左側の方のところに「多面的機能の持続的な發揮には」といひことで、単語としてはあるんですが、何か気持ちがどこかへ行つてしまつてゐるよゝな、まるきり森の中だけの話になつてゐるんですかね。そういう感じが少しします。

○太田分科会長 それでは、その点、まず事務局の方から、レクリエーションの話もありますので、少し背景をご説明いただければと思ひます。

○事務局 保健・レクリエーション機能につきましては、我々もこれはぜひ大事なものですから、次期も続けたいといひふうにかゝり抵抗いたしましたが、最後はどうしてもこれは横並び

で廃止すべしということになっております。その結果、なくなったということでございます。

ただ、ご指摘のとおり、多面的機能や、これ以外にもたくさんありますが、実はここに挙げているのは、重点的にこれに取り組んでいくという形で特出しして挙げておりますが、これ以外のほかにある機能については、この課題の中で、次に立てる計画の中で取り上げて取り組んでまいりたい。そして、次の中期も引き続き進めてまいりたいと思っています。

ただ、この保健・レクリエーション機能については、明確に廃止という指摘を受けておりますので、この点に関しましては、やはり計画の中でも挙げて取り組むということはちょっと不可能かと考えております。

一般的な多面的機能につきましては、温暖化とか、水源涵養、国土保全、多様性保全、それ以外にもできる範囲で計画で取り組んでいきたいと考えております。

○太田分科会長 どうでしょうか、何かご意見ございますでしょうか。

○戸澤専門委員 わざわざこれを載せるという、そういう意味じゃないんですが、やはり山とか森とか里山なんかは、大体大勢の保健機能的なものが非常に高いから、真っ向から反対できるとは十分承知はしていますが、やはり中にそれぞれ鳥獣害の関係もあちらこちらに、現在、散らばっておりますので、ご苦労はよくわかるんですが、精神とすれば、やはり森林、まず最初に言ったように、みんなのものだという、やはりその辺のところもなるべくお忘れにならないようお願いをしたいという、要望です。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

私も、多少そのあたりは感じておまして、これも感想だけにいたしますが、現在の農水省、あるいは政府からの指示というのは、それはそれとしてわかるんですが、やはり森林・林業基本法が変わったわけではないので、やはりそこに書いてある言葉は十分使って構わないという感じはいたしますので、戸澤委員の言われたのとは少し違う観点かもしれませんが、やはりそれは国民のニーズでもあるという感じは、感想としてはあります。これはもう私の個人的な感想でございます。

関連でも、また別な点でも結構ですので、ご意見ございますでしょうか。

それでは、岡田先生。

○岡田委員 全く別の件なのですが、説明をいただきましたように、参考資料6、それから7、8ですね。この中で、大変大事なご指摘というか、たくさん書いてある中でも、特に注目し、大事なと思うのは、水源林造成事業の実施主体に関する早急なる検討という項目です。

これは、6はここに示しをいただいたとおり、この委員会にそのことをきちんと、次期の

目標を定める際には、この委員会がものを申してくださいねという、そういう文章です。

それから、7は、それを閣議で改めて確認をしていますし、ここが重点ですよということが一番最後のペーパーでは出てくる。そのことを農林水産省としてもきちんと受けとめていますというのが参考資料の8です。

ところが、どうしたわけか、先ほど整備課長さんからご説明があったとおり、参考資料の11になりますと、3ページ目で、中期の目標にはこの件は記載しないと、突然参考のポンチ絵の中で出てくるんですね。これは大変奇異な感じがいたします。この間の議論をぜひともお知らせをいただきたいと思います。

○太田分科会長 それでは、事務局よろしく願いいたします。

○肥後整備課長 今のご質問についてお答えをしたいと思います。

説明の繰り返しになってしまいますが、この参考資料の11の3ページ目の一番下の説明をした際に申し上げましたように、中期目標は、あくまで農林水産省から法人に対してこういう計画をつくりなさいという指示文でございます。事業主体をどこにするかということは、農林水産省としての課題でございます。今の先生がおっしゃった参考資料の6、7、8で決めなさいということの指示は、今まさに省内で方向性についての議論を整理している最中でございますので、農林水産省としてどうするかということを決めるということでございますので、法人へのこういう計画をつくってくださいという中期目標には、どこが実施主体であるかということの文は記載をしていないという整理を事務方としてさせていただいているということでございます。

○太田分科会長 どうぞ。

○岡田委員 そのほかの組織問題、横並び項目は全部、実は中期の目標に書き込みましたですね。同時に、それをも上回って目標に書き込んだ部分があります。当該する問題が、森林総研の組織の大きな問題ではなく、省の問題だという、これで整理ができるかという、決してそうではなくて、組織問題というのは、やはりどの組織であっても、中期目標に書き込まなければ、むしろ逆にそれに手をつけていくことができないような、そういう理解さえある中での話なものですから、そうすると、方向性が明快に出てきているのであれば、それはそれなりかと思いますが、検討をするぐらいのところを言うておくほうが、いろんなことを考えて、無難かなという感じもしないわけではないというふうに思った次第です。

○太田分科会長 いかがでしょうか。5年間の中で変わる可能性がある場合をどう表現するかという話もあるんだろうと思いますが。

(「そうですね、はい」の声あり)

○太田分科会長 岡田先生のご意見に対していかがでしょうか。

○肥後整備課長 理想としては、この中期目標、新しい中期目標を示す段階で、その辺のところははっきり決まっていて、こういうことで中期目標を求めて、それに基づいて中期計画をきちんと立ててくださいということが一番望ましい形だと思いますが、岡田先生のご指摘のように、まだ現時点で政府全体としてその部分がきっちりと確定をしているわけではなくて、ここで現時点で申し上げられるのは、当分の間森林総研でこの事業を継続しつつ、今後の検討を進めていくという段階なものですから、この時点においては、中期目標には記載をしないという、まさにそれは当省として判断をすることということでのご理解をいただきたいという整理をさせていただいているところです。

○岡田委員 それはそれで一ついいですね。いいんですが、この6の文章にあるように、政独委から農水独法委員会に対して文書が出ていますので、この委員会はこの委員会として、今の件についてきちんとした議論をするということは、どうしても経過としては必要なことだというふうに思います。

○太田分科会長 いかがでしょうか、ほかの委員の皆さん。

今のご意見は、一応の整理はしないといけないんですが、今のご意見というか、岡田先生、どうしましょう、この案件。

○岡田委員 少し皆さんの意見を聞いた上で、処理については、会長さんと事務局にお任せをしたいと、このように思います。

○太田分科会長 ありがとうございます。

何かご意見ございますでしょうか。

小島専門委員。

○小島専門委員 岡田先生が気にされているところ、私たちが気になるというところは、政独委からの当委員会に対する意見というか指示であると。これに対して、何らか当委員会が検討しなければならないのであって、そこは我々の評価につながりますので、それに対しては、ある意味で検討をしたことを議事に残しておかないといけないのかなというふうにも思います。

それに対して回答、それはこういう回答であったということで、じゃあ、あとはお任せしますということにしてもよろしいんじゃないかと思います。

○太田分科会長 ありがたい意見だろうと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

中期目標につきましては、この場で時間的にも決めないといけないということでございますので、ペーパーの方はこの状況にしておきまして、それで、今のご提案ですと、本日の議事の中で議論をし、あるいは引き続き議論を、委員会としては、引き続きこの委員会以降も議論をするというような形で、議論の必要があるとか、そういう形の意見が出たという形で整理させていただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「議長に一任します」の声あり)

○太田分科会長 わかりました。

それでは、岡田委員の意見と、それから小島委員の意見を合わせて、政独委からこの評価委員会に対する、分科会に対する指示に対しては、議論をする必要があるという意見で、また小島委員から、そういう議論をし、継続するという形の意見も出たというふうな形で本日の議論は整理をさせていただくということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 意見。はい、どうぞ。

○肥後整備課長 分科会長、すみません。1点だけ確認をさせていただきます。先ほどからの参考資料6に基づくこの林野分科会の対応ということでございますが、お配りしている資料の1ページの下から4行目のところがございますように、農林水産大臣あてに通知し、参考までにその写しを評価委員会に送付しますということでございます。今、分科会長にまとめていただいたように、分科会としてはどういうことかというお話があり、事務局としてはこういう考えでおりますということを本日、お答えさせていただいたというご理解でよろしいでしょうか。そのような理解の下で、本件については、今後とも状況報告させていただきたいと考えております。

○太田分科会長 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○太田分科会長 それでは、そのようにしていただきたいと思います。

それでは、それ以外の中身等につきまして、いかがでございましょうか。

どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 同じく、この参考資料6の3ページの第1の事務及び事業の見直し、大きな1の(1)のところでは、「研究業務の重点化」という、これ以降、これを受けた形でいろいろと再編をいただいているのですが、この文章の理解の仕方なのですが、要するに、「研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元

を重視しつつ研究課題の重点化を図り」と、実はこれは一体の文章です。ところが、受けとめは、おやっと思うのですが、ここの「森林・林業政策上の優先事項を踏まえ研究課題の重点化を図る」ということ、それから「社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ研究課題の重点」、この2つの項目に分けた理解がずっとなされているやに私には思えてなりません。

ところが、やはりここにあるように、大きな大きな1年かけてやった森林・林業再生プランですね。これをしっかりと実現するために、協力をしてくださいという、こういうことが大きなところで大事なんですが、それにかかわって言うと、既に研究のレベルで実はためているものというのがいっぱいあるに違いない。それらが、残念ながら具体的な地域が持つ課題についてアプライされていないのだという、そういうところもたくさんあるんだと思います。そういうことを含めて、それを優先事項を踏まえた上で、地域ごと、社会のニーズ、あるいはそれへの還元という、こんなところにも一つきちんと踏まえたら、実はただ単にプランが示した課題とは違って、それと地域にアプライする段階でのこの課題というのが、そこにかかわって重層的に出てくる、そういうところがいっぱい実はあるんだ。これをやはり具体化していかないことには、実は研究も立派、政策の文章も立派であっても、地域に具体化をしないという、そういうことが依然として解消できない、そういうことが起こり得ることなんですよ。

ですから、ここへ向けての課題化というところをどれぐらい意識しているか。それには、実は既存の組織なり研究資源、研究員を含めて、それも相当な入れ替えだとか、ある重点化のために、相当なチーム化だとかグループ化ということもあり得るし、地域との関係で、実はこの先のところでもずっと気になっているんですが、公立の試験研究機関との役割分担ですね、ところがここもう少し誤解があって、研究課題の重複排除という、ここだけを取り上げて、大変強く言っていますね。ところが、そうではないんだというところで、この文章の読み違いまでは言わないまでも、ちょっと理解がどうだったのかなという感じがしたものですから、このあたりについてご説明をいただければと思います。

○太田分科会長 それでは、よろしくお願いたします。

○出江研究・保全課長 答えになるかどうかはありますが、まず1点目の部分でございますが、恐らく読み違えているというわけではないと思うのですが、各段階、目標の段階、計画の段階、実行のテーマを設定していく段階、いろいろあるのだと思います。

今回、計画の大きいくくりをやっていきますので、まさに社会ニーズの把握や成果の還元を重視しつつということ、それぞれの段階で一定の意識を強めながらやっていくのだと思いますので、例えば計画の段階にも若干強くなっていくでしょうし、まさにこここの実際のテーマ設

定のときに、ニーズを把握し、社会還元を重視するものを重点的に採択をしていくとか、そういうふうなこともあるかもしれませんが、全体的に取り組んでいくのかなと、こういうふう
に思っております。

主に、政策上の優先順位、優先事項をしっかり踏まえというのは相当意識したことは事実で
ございまして、そこにそういう色が出ているのは、そのとおりでございますが、残りのところ
は、また全体の中でカバーしていくのかなと、お答えになっていませんかもしれませんが、1
つ思うところでございます。

それから、後段のところについては、やはり今まで政独委等とやりとりをする中で、重複の
排除というのは強く言われてきたところでございまして、やはりそこを意識しているのも事実
でございます。ただ、連携も実際のところしているところございまして、重複しない中で、
国の組織としてやるべきところ、また連携をし、一緒にやっていくところは、役割分担を整理
しつつ、連携をしていくということも意識をしているところございまして、排除だけではな
いというふうには思っております。すみません、お答えになってないかもしれません。

○太田分科会長 はい、どうぞ。

○岡田委員 大変密接に関連しているところで、実態として、都道府県の試験研究のこれまで
この10年間の組織的な変遷、変化、変容をきちんと踏まえると、やはりここはですね、重複課
題の排除よりは、地域が抱えている課題の補完と連携ですよね。補完と役割分担、連携、これ
がやはり非常に大事ですよね。そうすると、やはりこの通して読んだときの重点の置き方が、
ちょっとずれているよということをやはりどこか指摘せざるを得ないなという感じは強く持ち
ました。

だから、どこまで、この段階以降修正可能かわかりませんが、率直にちょっと意見交換をさ
れたらどうですかね。

○太田分科会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○福田理事 参考までに、新旧対照表の11ページの方でございますが、この重複、実は具体的
には、一番右の欄に書いてありますように、右下のところにある温室効果ガスの削減効果、地
球温暖化の関係で、国立環境研究所と森林総研のところが、どうもホームページを見ると、重
なっているんじゃないかという話がされまして、実際はそうではなくて、国立環境研の方は、
私どものやっている研究を統合して、地球規模全体の形で、もう一回くくっているところがご
ざいまして、実際現場でやっているのは、みんな森林総研の人がやっているのですが、ホーム

ページの方で少し、あたかも直接国立環境研究所がやっているかのような書き方になったので、それをもとにして、そういうことはないんだと主張したのですが、最後まで残されたという経過がございまして、しょうがないので、その後ろに始めは「重複の排除」だけ書かれていたのですが、「重複の排除を図りつつ連携を強化する」という形で、後ろに「連携の強化」、例えば同じテーマで、特に先生が言われるように、他の研究機関、それから公設林試との連携など、地域で具体化していくことは非常に大事になりますので、この文言をくっつけて書き、それで、一番左の欄では、後ろに連携、協力を積極的に行うというところまで一応書き込んできたつもりです。

○太田分科会長 ありがとうございます。

後段の重複の話の部分は、具体的に今のような議論だろうと思うんですが、前半の岡田委員の言われた部分のところは、何かそういうニュアンスが出る部分というのは、候補の場所がございませうか。どのあたりにそういう表現が入ってくると、3ページの(1)の読み方として妥当だろうというところについて、何か具体的な御意見はございませうでしょうか。

○岡田委員 成果の公表・普及というこのあたりでも、双方向のということがちょっとタームで出てくるんですが、今回の大きなこのミッションを受けて、改めて既存の持っている研究成果と今回いただいたミッションにかかわって、各地域がそれをきちんと踏まえれば、事実として解決をしていけるような、そういうところ、あるいはそれに必要な議案を地域と森林総研が一緒になって入れていくよというような、こういうところが出てくれば、少し緩和はできるのかなという感じはします。ただ、根本のところ、やはりどこかで分けたというふうに思いますね。

○太田分科会長 ほかの委員の先生方のご感想等はございませうでしょうか。

はい、どうぞ、小島委員。

○小島専門委員 私自身は、この中期目標に関しては、重点化の方向がはっきり示されているよい文章だというふうに思っています。

この文章をどういじるかということではなく、今、岡田委員の言われたことは、中期計画の策定に際し、その点を留意して明文化していただきたいということで、この点で解決できる問題なのかなというふうには思います。

あと、先走って申しわけないのですが、この中期計画を作成される際に、先ほど岡田委員も言われていましたが、どういう編成にするのか、人員再配置をどうするのかということも多分書かれなければならないだろうと、それぐらいの覚悟での重点化であろうというふうに思っ

おりますが、それをこの中期目標の第5の2の人事に関する計画で、従前のような形ではなくて、研究開発の重点化に従って人員の再配置をするわけですが、それでも足りない部分についてはどのような採用計画を持つとか、実際にはその重点課題の実行に、だれが、どういう人が責任をとるのか、取りまとめに際してはだれが責任を持つのかということが明らかになるような人員の配置計画、人事計画というものを明文化していただきたい。参考資料でもいいのですが、その重点化の方向を人事面においてもわかりやすくお示しいただくということが重要かなというふうに思っていて、水造の方に関しては、責任体制がはっきりしていますので、これは従前どおりで構わないと思うんですが、研究開発の方ではそのようにしていくことをお願いします。

○太田分科会長 ありがとうございます。大変参考になる意見だろうと思います。

文章の修正とかそういうところは、多少の修正等はさせていただきたいと思いますが、全体としては大きな修正はちょっとなかなか大変だろうと思いますので、今のような岡田委員、あるいは小島委員の意見を議事録として残しますので、ぜひ踏まえて、今後やっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、いろいろ議論あろうかと思いますが、ほかの部分のご質問をいただきたいと思います。

それでは、田村専門委員。

○田村専門委員 質問をしたいと思います。

新旧対照表の9ページの水造の施業方法のところ、「広葉樹等の現地植生を活かした」というところがありますね。これは、先ほどもご説明を個別にいただいて、修正を求めるものではないんですが、この広葉樹等の現地植生を活かすというのは、天然更新を行うということですよ。

○太田分科会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局 天然更新といいますか、実際、対象とするところ、例えば、はげ山だったり、ササ原だったりしているそのエリアの中に部分的に広葉樹なりほかの木が残っていれば、そういうところはそのまましておいて、どうしても植えなければならぬところだけ植えていくという、そういうイメージでございますので、更新というよりは、残っているものは残すんですという意味でございます。

○田村専門委員 それで、この19ページでご覧いただきたいんですが、「事業の収支バランスに係る試算を不断に行う」ということで、それで説明の方に「将来の造林木の販売収入を適切

に見積もるなど」というふうに説明があるのですが、広葉樹ですね、非常に難しい成長予測とか、あるいは材質が非常にばらつく、価値が見積もるのもすごく難しいと思うのですが、これはできるという算段があるのか、できるんですかという質問です。

○太田分科会長 はい、どうぞ。

○事務局 もともと残っていた広葉樹を残したり、あるいは伐採の過程で、途中から入ってきた広葉樹を極力残そうという施業を進めてまいります。そういう中で、分収木の契約上は分収木になっているものもあると思うんですが、そこを、契約相手方との協定ですとか、そういったものの中で、残していったって、針葉樹の杉とかヒノキのような造林木の部分ですね、これだけを最終的に伐採するような方向で施業を進めていただいているというふうに認識しております。ですので、収支の決算上も、そういう植えた部分ですね、植栽費を払って植えた部分の木で、計算をしていくというふうに考えております。

○太田分科会長 よろしいでしょうか。

○事務局 収支の試算との関係でいえば、そのように考えております。

○肥後整備課長 広葉樹がある部分は、投資が逆に少なくて済みますので、厳選して植えて、バランスを考えると。

○田村専門委員 将来的には、収入には実際的にはならないのですか。

○事務局 ならないと思います。

○田村専門委員 所有者にはなるんですよね。

○事務局 所有者が伐採すればですが、ただ、極力残していただきたいという思いでございますので、そこはお約束をして、残すようにしていけば、植えた木だけを分収してお返しすれば、切らない部分は木として所有者の手元に残りますので。特段、保育作業とかいうのをやるわけではなくて、観察しながら、ここの部分は育って、残っているねということで扱うということでございますので、ここは投下経費があつてということではございません。

一部例外として、広葉樹を植栽する場合もございます、分収木として。それは地元の方がそういうご要望があつて、またそういう植えられる場所だということで、広葉樹を植える場合もありますが、そういう場合には、最後には大きくしてから切ることになりますので、その場合は、杉やヒノキなどと同じ扱いになりますが、それは少数派だと思っております。

○太田分科会長 ありがとうございます。

9 ページの方ですが、「広葉樹等の現地植生を活かした」というところに読点を入れて、「長伐期で、かつ」とやれば少し違うかなという感じもしますが、どうもありがとうございます

した。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、箕浦委員。

○箕浦専門委員 先ほどありましたが、他の行政機関とか研究機関とか、連携を図るようなことがございました。その中の目標設定のところ、非常に大きな目標の場合、当然、他の研究機関と共通するようなテーマがあるかと思いますが、前もっての話し合いとかがなされたのかどうかというのを少しお聞かせ願いたいと思います。

それは、例えば地球の温暖化ですとか、生物多様性ですとか、あらかじめお互いこのような課題をやっていきたいと思いますかと相談して、それぞれ目標設定をされていらっしゃるのかどうか。その点、お聞かせ願えたらと思います。

○太田分科会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○事務局 今のご質問ですが、森林総研として、ここに書いてありますとおり、行政のニーズとか、そういう社会のニーズとか、そういうものを踏まえまして、今までの動きを踏まえまして、こういう研究に新たに取り組んでいくべきだろう、こういう目標を設定すべきだろうというふうに純粹に考えて設定しております。

○太田分科会長 そうしましたら、実際……、はいどうぞ。

○大河内理事 すみません、補足させていただきます。

国立環境研究所とは、この件がありましたので、話し合いを行いまして、今後とも1年1回は協議を続けていくということにしてあります。

それから、建築研究所とはMOUを結んで、それぞれについて役割分担を図る。

同じく理化学研究所とも、そのようなMOUを結んで役割分担を図る。

産総研ともチャンネルを持って話し合っております。

ただ今の事務局の説明は、目標設定を林野庁さんが設定される時、林野庁としてはやられているということはないということだと思っておりますが、実際のレベル、と言いますか総研のレベルではそのようなことをしております。

○箕浦専門委員 そうしましたら、課題設定のところでは、いろいろお互い役割分担を決めてというような形で進めていっていらっしゃるということですね。

○大河内理事 そのとおりです。

○箕浦専門委員 特に環境省さんとの絡みのところも、よくご検討されてやっていただい

ると思いますが、企業側からすると、同じようなことをしていच्छるような感じがいたしますので、その点をご留意していただければと思います。

○太田分科会長 連携の強化ということで、ぜひそういうところをお願いしたいということですよ。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、大変重要なものがございますので、まだご意見等もあろうかと思いますが、一応ご意見はおよそいただいたということで、次期中期目標の意見を取りまとめたと思います。

諮問されております次期中期目標について、林野分科会としては、全体としては承認いただくということ、また特に岡田委員から出ました問題、いろいろご意見のあるところかと思いますが、そこにつきましても、委員の意見をできるだけ取り入れて対応できるような形でお願いしたいと思います。

それ以外の意見につきましては、特に今日の議事録をぜひ検証していただくといひますか、お酌み取りいただき、いろいろなご意見があったということ、特に森林総研におきましてはお酌み取りいただきたいと、こういうふうに思ひます。

ということで、全体としては了承と。それ以外のことについては、私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らうことにいたしたいと思ひます。

本日の議事の方は以上でございます。

事務局、よろしくお願ひします。

○事務局 事務的な内容でございますが、本日配布されました資料のうち、参考資料につきましては、委員限りとさせていただきます。

今日の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に今までと同じようにご了解を得た上で確定しまして、その後公開するということとしたいと思ひますので、ご了承願ひ願ひします。

それから、今回の分科会のこの2月4日といひますのは、現在の委員の任期が2月13日までございまして、今の委員の体制としては、今回が現在の最後の分科会となります。

○太田分科会長 それでは、今、お話がありましたように、分科会としては、今期は今回が最後ということでございます。委員の交代も少しあるというふうに聞いておりますので、引き続き委員をお願いする委員の皆様には、ぜひ今日の議論等を次期委員会に伝えていただくということも重要じゃないかと思えます。といいますのは、私、初めてこの分科会を仰せつかったときには、既に中期計画が決まった後でございましたので、そのあたりのことは勉強させていただいたんですが、必ずしも十分な把握、特に最初の年はできなかったというようなこともございます。新しい委員も入ると思えますので、そのあたりは、ぜひ新しい委員も含めまして、これを伝えていただきたいというふうに思っております。

それから、私個人につきましては、4年間だったのですが、事務局の皆さんのご支援をいただきまして、また法人のご協力をいただきまして、何とか今日まで来たというふうに思っております。本当にありがとうございます。ぜひ林野庁、また森林総研、私も研究の方に関連しておりましたので、森林総研がぜひ成果を上げて発展していただくように思っております。どうぞよろしく願います。どうもありがとうございました。

○出江研究・保全課長 最後に御礼を申し上げたいと思えます。

今期は2年間、評価委員会、本当にお忙しい中、またこの評価委員会は、実際の評価をいろんな形でつけていただいて、作業量の多い大変な委員会だと私も認識しております。その委員を務めていただきましたこと、本当にありがとうございます。

また、この2年間、社会的な面もそうですし、またこの独法という面でも、いろいろ激動の時期でございました。その中で、ご苦勞いただき、ご示唆いただき、ご指導いただきまして、何とか今ここに至っていると思っております。社会的な役割をしっかりと果たしていけるように、引き続き先生方のご指導を胸に持ち、また引き続きご指導いただきながら進めてまいりたいと思えます。本当に2年間ありがとうございました。

○太田分科会長 それでは、以上をもちましてこの場を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時50分 閉会